

(2) 電力各社の当面の電力需給と電源別供給力

1) 9電力合計

(単位:万kW)		今夏	今冬	来夏
供給予備率※1	供給－需要 (予備率【%】)	▲483 (▲2.7%)	▲113 (▲0.7%)	▲1,656 (▲9.2%)
最大電力需要※2	総需要	17,954	15,811	17,954
供給力※3	供給力合計	17,471	15,698	16,297

供給力の内訳	原子力※4	1,176	409	0
	火力	12,931	12,685	13,200
	被災火力の復旧	1,243	153	135
	定検時期の調整	220	487	194
	長期停止火力の再稼働	196	22	0
	自家発電の活用※5	285	206	164
	緊急設置電源の新設※6	151	179	264
	水力	1,287	1,024	1,296
	揚水※7	2,086	1,593	1,804
	地熱等	35	43	47
融通等※8	-44	-57	-49	

- ※1: 安定した電力供給のために最低限必要な供給予備率は3%(通常は8%以上)とされている。
 ※2: 東北電力・東京電力管内の最大電力需要は、平成22年度夏ピーク(1日最大値)をベースに計上。他の電力管内は平成22年度夏ピーク実績又は各社の平成23年度夏ピーク見通しのいずれか高い方で想定。今冬、来夏の需給動向も同じ。
 なお、今後の需要合理化のための対策については本文3. (1)[7~8ページ]参照。
 ※3: 供給力については、平成23年7月27日時点の供給力見通しを計上。
 なお、今後の供給のレビューについては、本文5. (2)[13ページ]参照。
 ※4: 原子力については、定期検査後の原子力発電所が再起動しないものとして計上。
 ※5: 自家発電については、今夏は電力会社と契約済のものを計上。
 なお、今後追加供給可能な自家発電の扱いについては、本文3. (2)[10ページ、別添5]参照。
 ※6: 緊急設置電源については、平成27年7月27日時点の見通しを計上。
 なお、今後の扱いについては、本文3. (2)[9ページ]参照。
 ※7: 揚水については、夜間電力によって水を汲み上げられる能力等を踏まえて計上。
 なお、揚水の活用についての今後の扱いは、本文3. (2)[10ページ]参照。
 ※8: 融通にはPPS(Power Producer & Supplier, 大口需要家に小売を行う電気事業者)への供給が含まれるため、マイナスとなっている。

9) 関西電力

2012

(単位:万kW)		今夏	今冬	来夏
供給予備率※1	供給－需要 (予備率【%】)	▲123 (▲3.9%)	▲225 (▲8.4%)	▲605 (▲19.3%)
最大電力需要※2	総需要	3,138	2,665	3,138
供給力※3	供給力合計	3,015	2,440	2,533

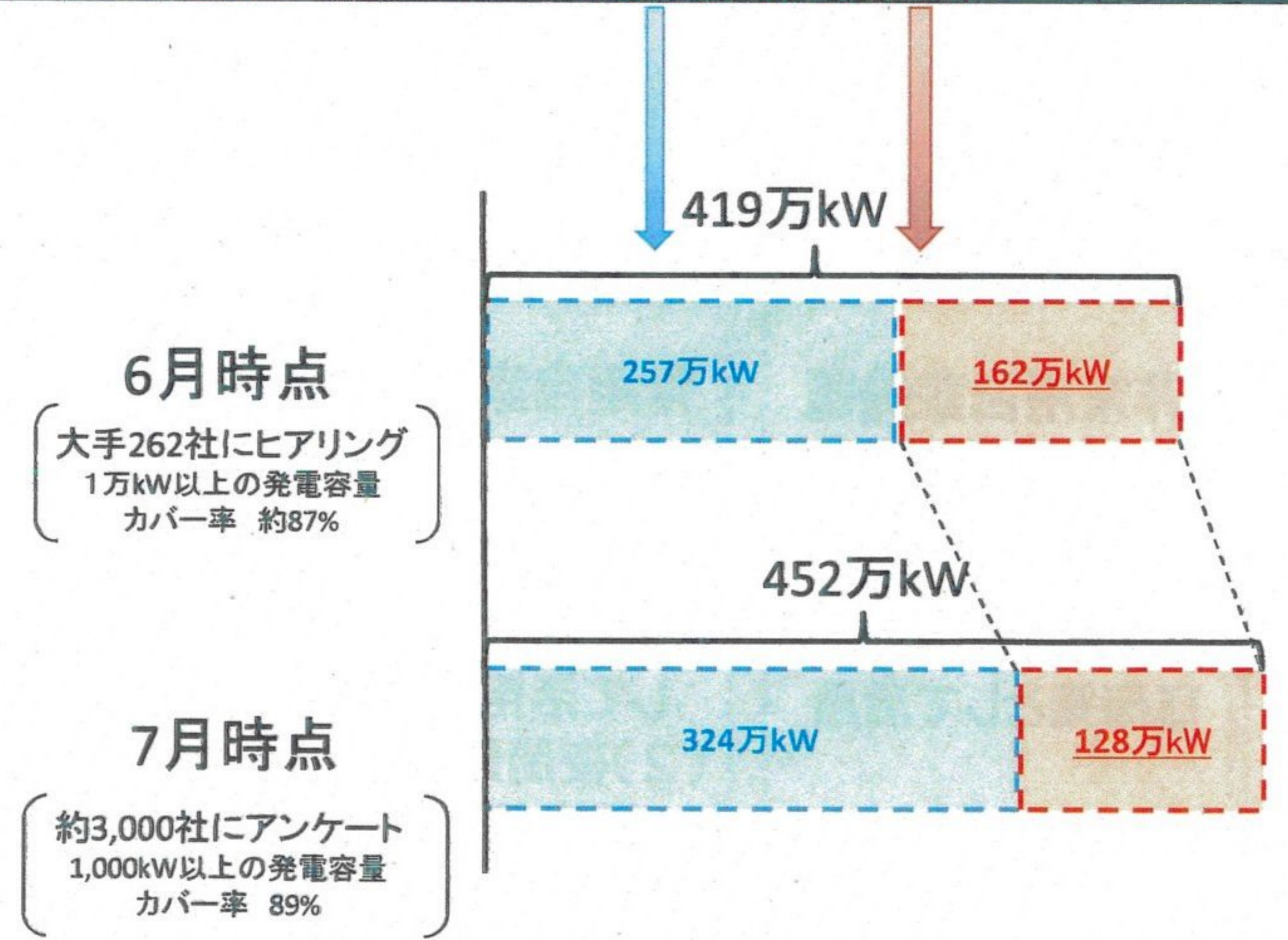
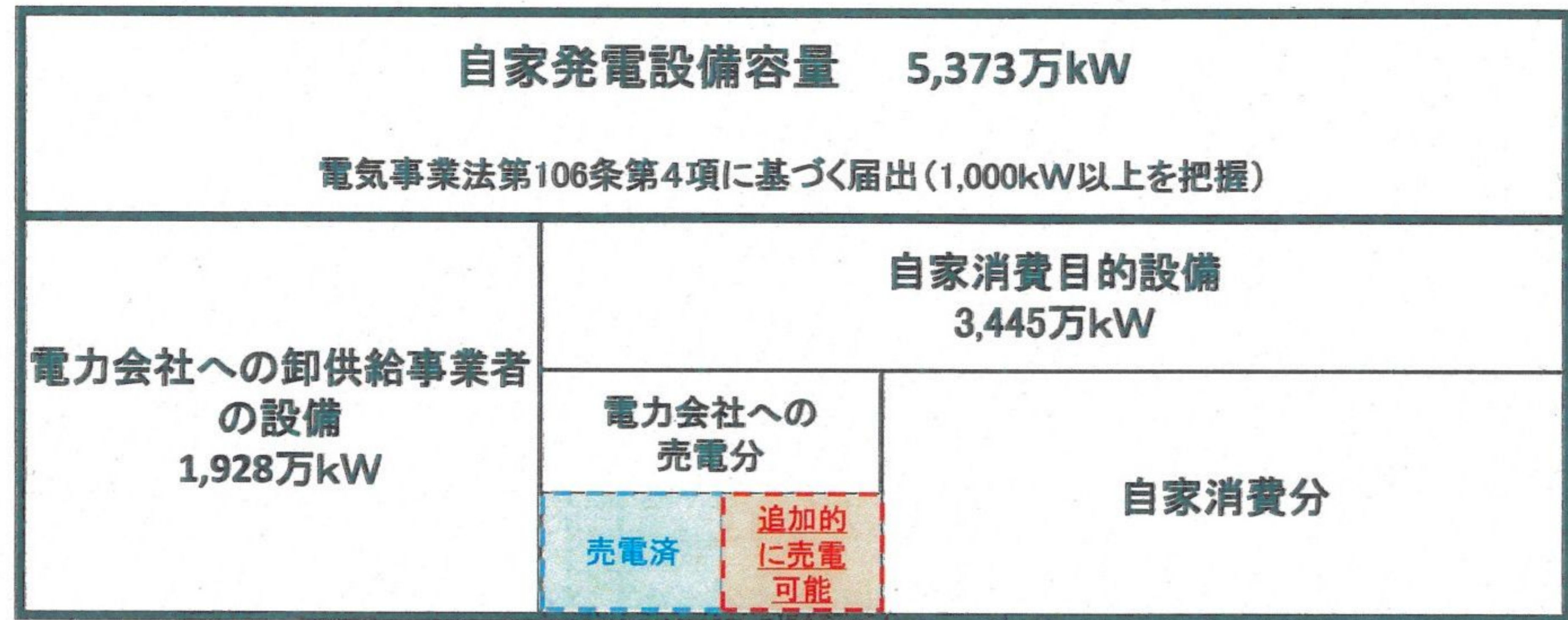
供給力の内訳	原子力※4	337	87	0
	火力	1,873	1,776	1,854
	被災火力の復旧	-	-	-
	定検時期の調整	7	196	3
	長期停止火力の再稼働	-	-	-
	自家発電の活用※5	93	56	75
	緊急設置電源の新設※6	-	-	-
	水力	243	195	238
	揚水※7	449	338	395
	地熱等	0	0	0
融通等※8	114	44	47	

- ※1: 安定した電力供給のために最低限必要な供給予備率は3%(通常は8%以上)とされている。
 ※2: 東北電力・東京電力管内の最大電力需要は、平成22年度夏ピーク(1日最大値)をベースに計上。他の電力管内は平成22年度夏ピーク実績又は各社の平成23年度夏ピーク見通しのいずれか高い方で想定。今冬、来夏の需給動向も同じ。
 なお、今後の需要合理化のための対策については本文3. (1)[7~8ページ]参照。
 ※3: 供給力については、平成23年7月27日時点の供給力見通しを計上。
 なお、今後の供給のレビューについては、本文5. (2)[13ページ]参照。
 ※4: 原子力については、定期検査後の原子力発電所が再起動しないものとして計上。
 ※5: 自家発電については、今夏は電力会社と契約済のものを計上。
 なお、今後追加供給可能な自家発電の扱いについては、本文3. (2)[10ページ、別添5]参照。
 ※6: 緊急設置電源については、平成27年7月27日時点の見通しを計上。
 なお、今後の扱いについては、本文3. (2)[9ページ]参照。
 ※7: 揚水については、夜間電力によって水を汲み上げられる能力等を踏まえて計上。
 なお、揚水の活用についての今後の扱いは、本文3. (2)[10ページ]参照。
 ※8: 融通にはPPS(Power Producer & Supplier, 大口需要家に小売を行う電気事業者)への供給が含まれるため、マイナスとなっている。

(別添5) 自家発電の活用について

(1) 自家用発電設備のピーク時の電力供給源としての活用可能性

平成23年7月27日現在
(沖縄を除く9電力合計)

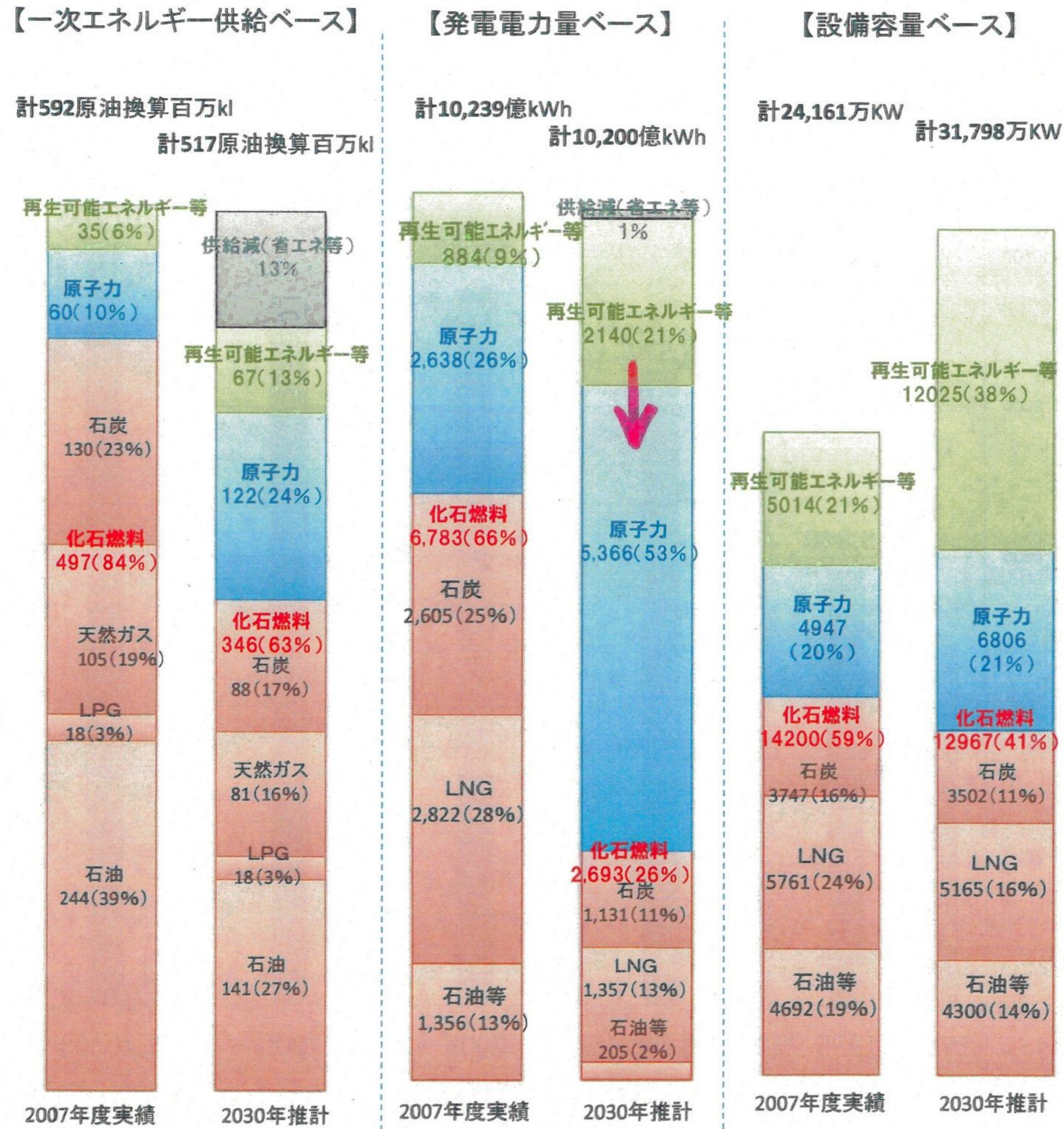


(別添8) エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト

需要	供給	電力システム
分散型電源 <ul style="list-style-type: none"> ● 需要家が保有する電源の系統接続の円滑化 ● 安定した電気使用のための周波数維持等のサービス料金の見直し ● 系統接続ルールや運用ルールの見直し ● 需要家が保有する電源による余剰電力や不足電力の売買ルールの明確化 ● 電力会社の需要変動に合わせた発電ルール(同時同量規制)の見直し ● 部分供給の見直しやバックアップ料金制度の見直し ● 電力卸売市場の整備 ● 需要家群による需給管理の推進 ● 蓄電池活用等による需給管理を行う バラシング・グループや地域単位等での需給の一括管理を行うアグリゲーター等に対応した託送制度の検討 ● 需要家の選択肢拡大 ● 小売事業解禁も含めた小売自由化範囲の拡大 ● 部分供給の見直し(再掲) 	再生可能エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ● 固定価格買取制度の創設 ● 系統への優先接続規定の導入 ● 立地規制の改革 [立地可能地域の拡大] [再エネ事業者に公益性付与] ● 自然公園、温泉地域、保安林・国有林、農地(耕作放棄地)との調整円滑化・立地柔軟化 ● 港湾・海岸への設置に関する手続合理化 ● 漁場利用との調整円滑化 ● 水利権許可手続の合理化 ● バイオマス資源の利用円滑化 ● 保安・環境関連制度の合理化 ● 主任技術者選任範囲の合理化 ● 環境アセスメントの迅速化 ● 蓄電池の安全規制の適正化(再掲) 	供給システム <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な電源参入に向けた制度整備 ● 分散型電源対策(再掲) ● 再生可能エネルギー対策(再掲) ● 電力卸売市場の整備 ● 卸電力取引所の法定化・中立化 ● 競争促進のためのインフラ整備 ● 系統運用ルールの見直し ● 系統接続ルールの見直し ● これらを含む送電部門の中立化 ● 連系線の整備 ● 広域融通の強化 ● 送配電網のスマート化 ● スマートメーター(通信機能付メーター)普及 ● 蓄電池活用のための安全規制の適正化(再掲) ● 公益事業と競争事業の峻別(官民の分水嶺)
蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> ● 蓄電池の安全規制の適正化 	系統利用 <ul style="list-style-type: none"> ● 連系線の整備 ● 電力の広域融通の強化 ● 系統利用関連ルールの見直し 	原子力 <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力損害賠償制度の整備 ● 原子力の安全規制の検証
省エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ規制の徹底・強化(住宅・建築物等) ● 熱利用推進のための制度整備(熱導管の整備に関する規制緩和等の検討) ● 電気料金制度の見直し ● 柔軟な料金メニューによる需要家のピークカット誘因の強化(スマートメーターにも対応) 	自家発電・燃料等 <ul style="list-style-type: none"> ● 自家発電の電力事業参入促進 ● 新規電源の入札実施 ● コジェネ(発電時の熱を併せて利用するシステム)推進策 ● 保安・環境関連制度の合理化 ● リスクに強い供給体制整備(ガスパイプライン整備、備蓄等) 	

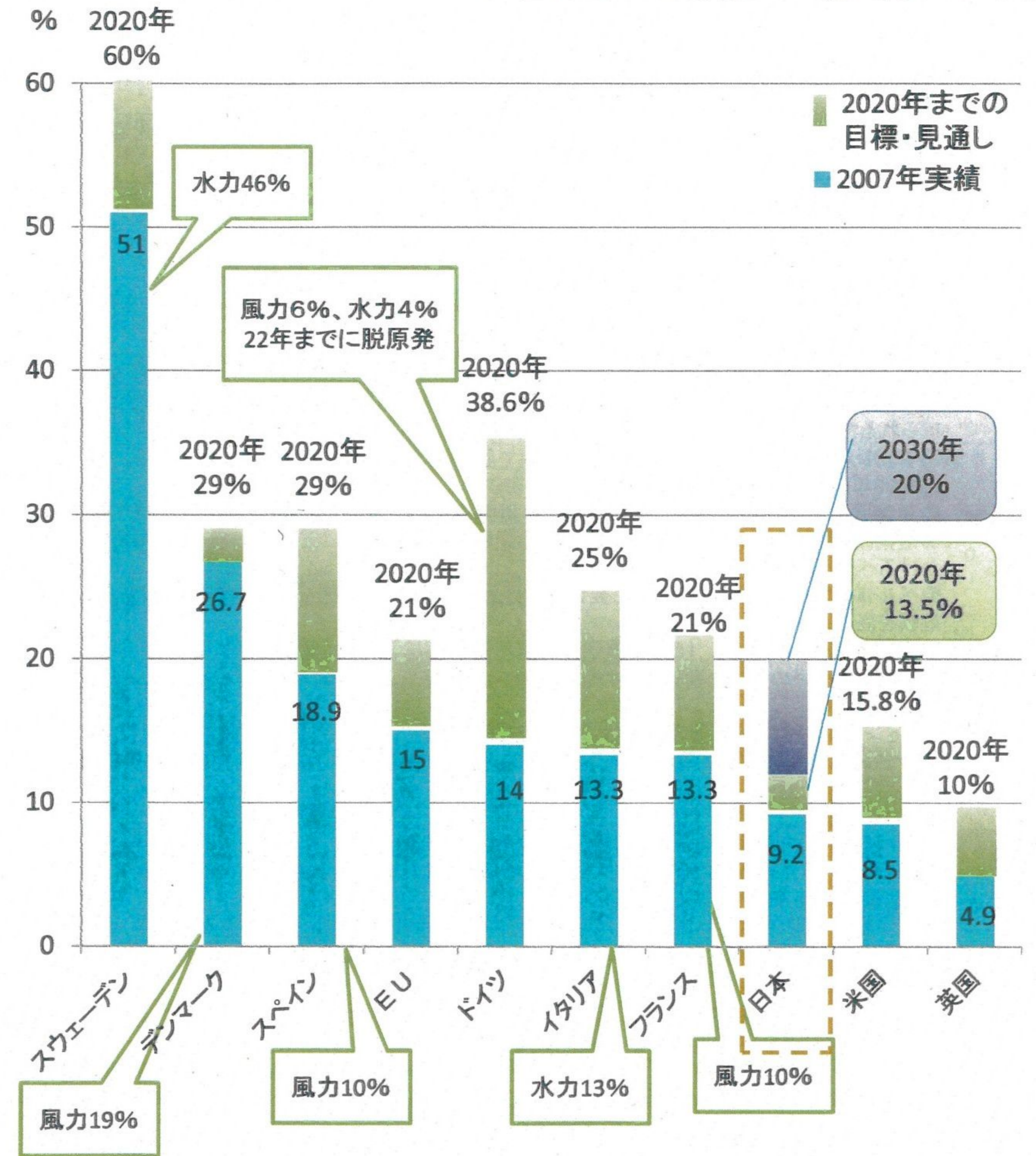
③-1 現行のエネルギー基本計画

省エネ等まで見込んだ場合の、2030年のエネルギーミックス 設備容量

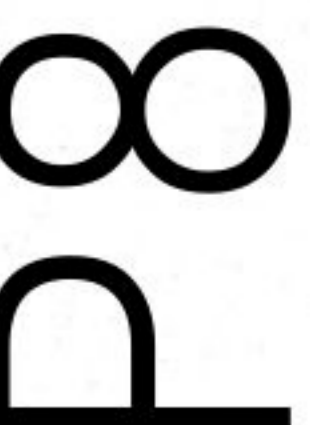


④ 再生可能電力の導入実績と目標

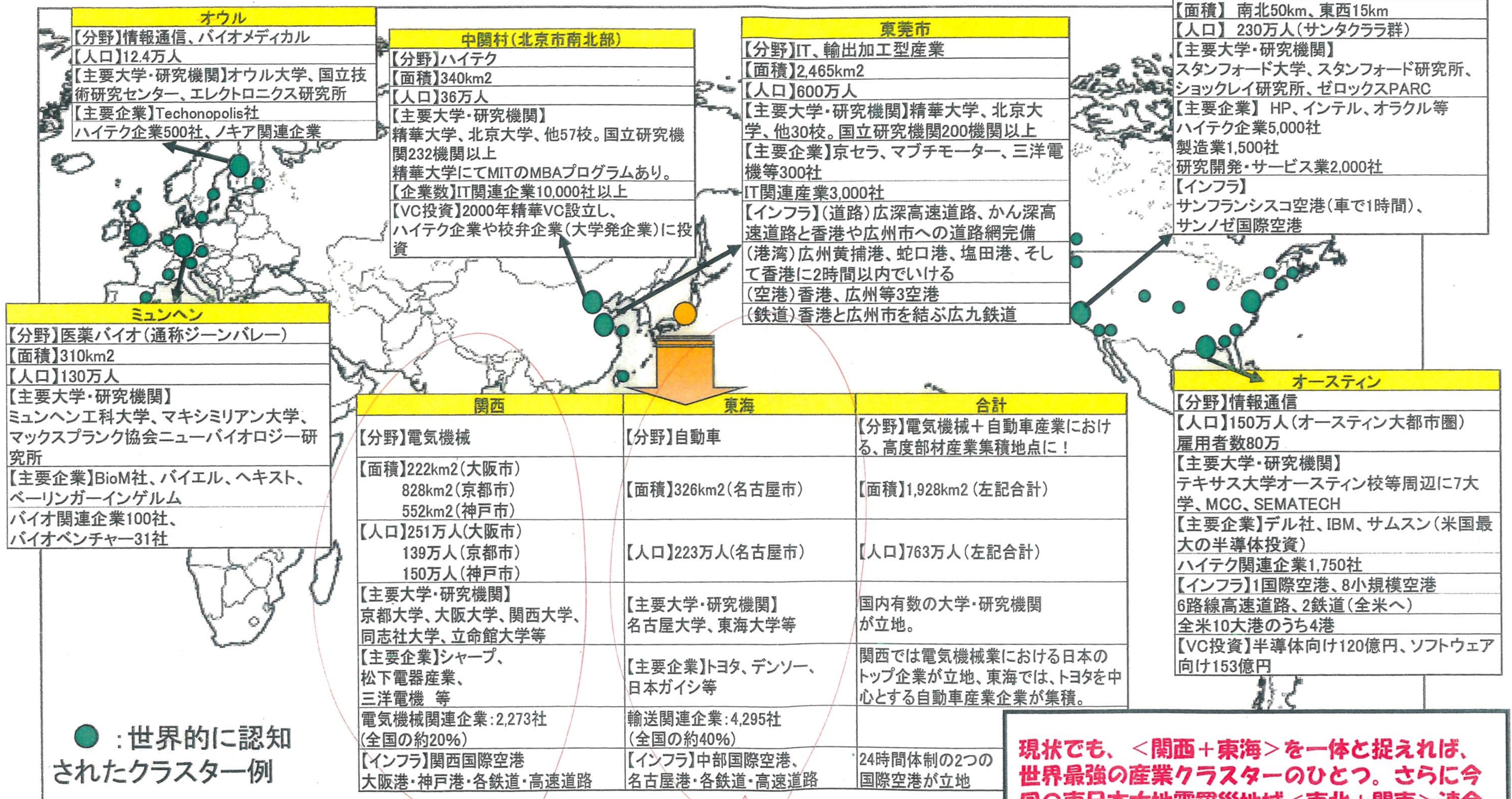
※再生可能エネルギーの定義や一次エネルギーへの換算の方法に違いがあるため、国間での比較は単純にはできない。



出典:平成22年1月13日 環境省地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ検討会エネルギー供給WG資料より
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mlt_roadmap/comm/com05-01/mat02_2.pdf>



日本国内に、世界最強の2大新産業クラスターの形成へ！



● :世界的に認知されたクラスター例

現状でも、＜関西+東海＞を一体と捉えれば、世界最強の産業クラスターのひとつ。さらに今回の東日本大地震罹災地域＜東北+関東＞連合でも同様な絵は描けるだろう。問題は、民間企業の最大限の自主性の確保(規制見直し)とスーパーリージョン的広域行政対応。

子ども手当と、もともとの児童手当の比較

	今回3党合意した内容 (23年度後半～)	現在の子ども手当法 (平成22年度・23年度前半)	もとの児童手当法 (自公政権時代)
支給対象 となる子と 支給額	<p>【0～3歳未満】 月額15,000円</p> <p>【3歳～小学生】 第1子、第2子 月額10,000円 第3子 月額15,000円</p> <p>【中学生】 月額10,000円</p>	<p>【0～3歳未満】 月額13,000円</p> <p>【3歳～小学生】 第1子、第2子 月額13,000円 第3子 月額13,000円</p> <p>【中学生】 月額13,000円</p>	<p>【0～3歳未満】 月額10,000円</p> <p>【3歳～小学生】 第1子、第2子 月額 5,000円 第3子 月額10,000円</p> <p>【中学生】 (支給せず)</p>
海外に居住する 子ども	留学を除き支給しない	(日本に居住したことがなくても) 支給	(日本に居住したことがなくても) 支給
施設入所の 子ども、里親	○ (施設等へ支給)	△ (親へ支給。親がいない又は強制入所等の場合は支給されず、同額を「安心子ども基金」から支給)	△ (親へ支給。親がいない又は強制入所等の場合は支給されない)
別居の場合	離婚調停中等、両親が別居している場合、同居している親に支給	別居の場合でも、原則、生計の維持の程度の高い者に支給。ただし、DVの場合は例外	別居の場合でも、原則、生計の維持の程度の高い者に支給。ただし、DVの場合は例外
所得制限基準と 対応	<p>23年度：所得制限なし（支給する）</p> <p>24年度以降：所得制限あり (必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講ずる)</p> <p>基準：年収960万円程度</p>	所得制限なし (支給する)	<p>所得制限あり (支給せず)</p> <p>基準：年収860万円未満</p>
給付総額	2.2～2.3兆円程度	2.7兆円	1兆円